

## ◇「中国地方の防災に関する連絡会」と「中国地方道路啓開等協議会」

### 中国地方の防災に関する連絡会

- 目的: 広域かつ大規模な災害時に、中国地方を管轄する防災関係機関が連携し、災害対策を効果的に実施できるよう、平常時から情報共有、施策の連携・調整を行い、国民の生命、身体及び財産の保護に資すること。
- 活動内容: 1. 会員が保有する情報の提供及び会員が実施している防災対策に関する意見交換  
2. 災害の未然防止、被害の拡大及び復旧に向けた連携方策  
3. 会員が実施する訓練への相互参加  
4. その他、必要となる事項

### 緊急輸送専門部会

- 目的: 物流と人流の円滑な緊急輸送のあり方を検討
- 検討内容:

  1. 災害時における緊急物資輸送のあり方
  2. 災害時における旅客輸送・帰宅困難者対策のあり方
  3. その他、必要となる事項

### 連携訓練専門部会

- 目的: 訓練を通じ相互の連携体制を検証、広域連携体制を強化
- 検討内容:

  1. 災害時における各機関の情報伝達、連携強化のための訓練
  2. 防災拠点のネットワーク形成のための訓練
  3. 道路啓開、航路啓開のオペレーション計画の検証等のための訓練
  4. その他、必要となる事項

### 南海トラフ巨大地震対策計画専門部会

- 目的: 緊急的に実施すべき主要な応急活動等を検討  
甚大な被害軽減のための中・長期的な予防策を含め対策計画を検討
- 検討内容:

  1. 南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される事態
  2. 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画
  3. 南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策
  4. その他、必要となる事項

WG

### 総合啓開の方針及び道路啓開計画との整合

## 中国地方道路啓開等協議会※道路法第28条の2の規定に基づく

- 目的: 南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により協力かつ着実に推進
- 検討内容: 1. 中国地方内の道路啓開の優先順位や方策、2. 道路啓開に関する情報共有及び情報提供、3. 広域的な道路啓開の実施、4. その他必要な事項

1

## 中国地方道路啓開計画について

### 1. 中国地方道路啓開等協議会の設立経緯

- 南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの巨大地震の発生により、西日本を中心に東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国の国民生活・経済活動にきわめて深刻な影響をもたらすことが想定されている。
- 大規模地震災害発生時には、津波による大量のがれきの発生が懸念されること、さらに道路の被災により大量の放置車両の発生も懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るため、平成26年1月に災害対策基本法が改正された。

以上の状況を踏まえ、大規模災害時の救援・救護、救出活動に必要不可欠な緊急輸送道路の早期確保のため、道路管理者と関係機関が連携した道路啓開のあり方を検討するため、

### 『中国地方道路啓開等協議会』を平成28年12月に設立

(道路法28条の2の規定に基づき設置)

### 2. 中国地方道路啓開等協議会の構成員

#### 【道路管理者】

中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市、広島市、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、広島高速道路公社

#### 【関係機関】

中国管区警察局、陸上自衛隊、鳥取県警察、島根県警察、岡山県警察、広島県警察、山口県警察、(一社)鳥取県建設業協会、(一社)島根県建設業協会、(一社)岡山県建設業協会、(一社)広島県建設工業協会、(一社)山口県建設業協会、(一社)日本自動車連盟、中国電力(株)、西日本電信電話(株)中国事業本部、(株)NTTドコモ中国支社

# 中国地方道路啓開計画の位置づけ

- ◆防災基本計画において、道路啓開等の計画立案が位置づけられている。
- ◆根拠法に基づく内閣府の計画と連携し、中国地方版の道路啓開計画を策定する。

## 防災基本計画関連

### 災害対策基本法

- 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること(第11条2の1)

### 防災基本計画(H28.5)

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。(第2編第1章第6節)
- また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。(第2編第1章第6節)

## 南海トラフ関連

### 南海トラフ地震特別措置法(H25.11)

- 中央防災会議は(中略)南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならない。(第4条)

## 内閣府の計画

### 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(H26.3)

- 国は、南海トラフ巨大地震を想定し、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画をあらかじめ策定し、これに基づき国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施するものとする。(P.32)

### 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(H27.3)

## 国土交通省の計画

### 南海トラフ巨大地震対策計画(第1版) (H26.4)

## 各地域の道路啓開計画

- 中部版「くしの歯作成」道路啓開オペレーション計画
- 南海トラフ地震に伴う和歌山県道路啓開計画
- 四国広域道路啓開計画
- 九州道路啓開計画(初版)

### 中国地方道路啓開計画(初版)の策定

## 南海トラフ地震発生時の被害想定 <揺れ>

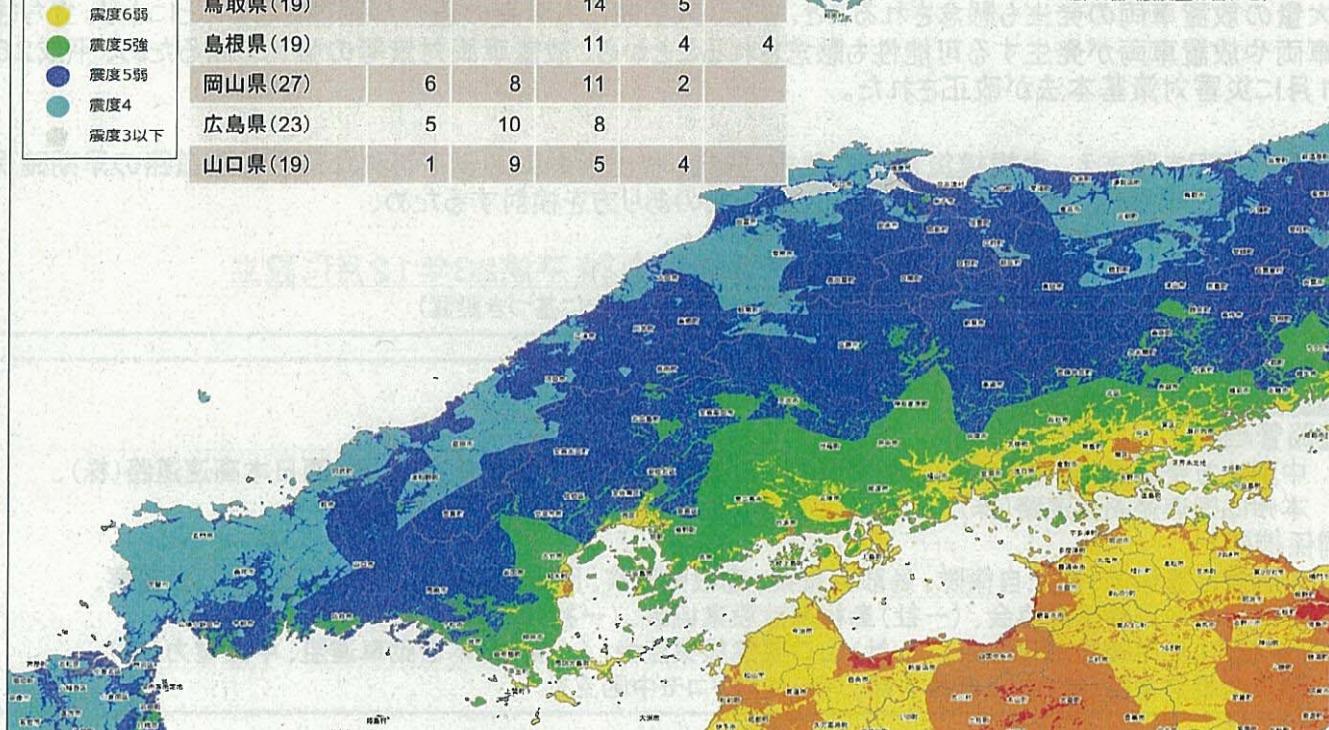
- ◆震度5強以上の強い揺れが全市町村の80%以上で発生
- ◆このうち震度6強は山陽側の3県の12市町で発生が想定される



表 最大震度別市町村数

県 (全市町村数)	震度 6強	震度 6弱	震度 5強	震度 5弱	震度 4
鳥取県(19)			14	5	
島根県(19)			11	4	4
岡山県(27)	6	8	11	2	
広島県(23)	5	10	8		
山口県(19)	1	9	5	4	

出典：内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等  
(第二次報告) 2012.08」  
(強震波形4ケースと経験的手法の最大震度重ね合わせ)



# 南海トラフ地震発生時の被害想定 <津波>

◆最大津波高さは山口県内で5m、津波高さ1mの最短到達時間は92分



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告） 2012.08」数値：最大ケース、図：ケース⑤

5

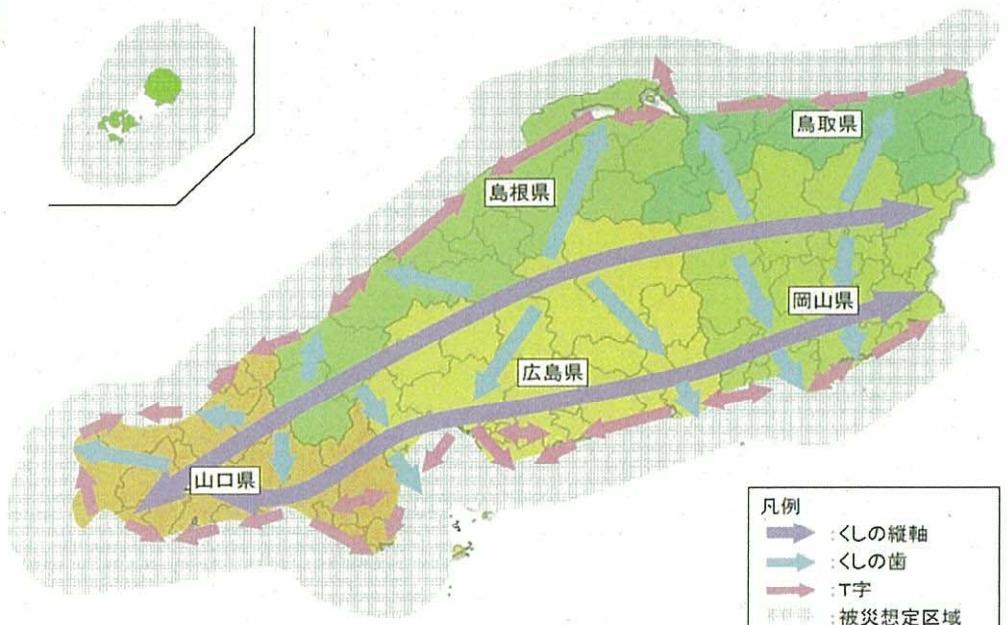
## 中国版くしの歯ルート(ベースマップ)

平成25年度

道路啓開のための緊急輸送道路(くしの歯ルート)は、沿岸部の被災地の救援・救助活動のため、国・県・政令市・自衛隊が連携し、中国縦貫自動車道等やこれから沿岸部にアクセスするルートとして設定しており、これらを踏まえて啓開ルートを検討する。出典：国土交通省 南海トラフ巨大地震対策 中国ブロック地域対策計画 第1版H26.3

平成27年度

中国版くしの歯ルート  
(ベースマップ)の作成

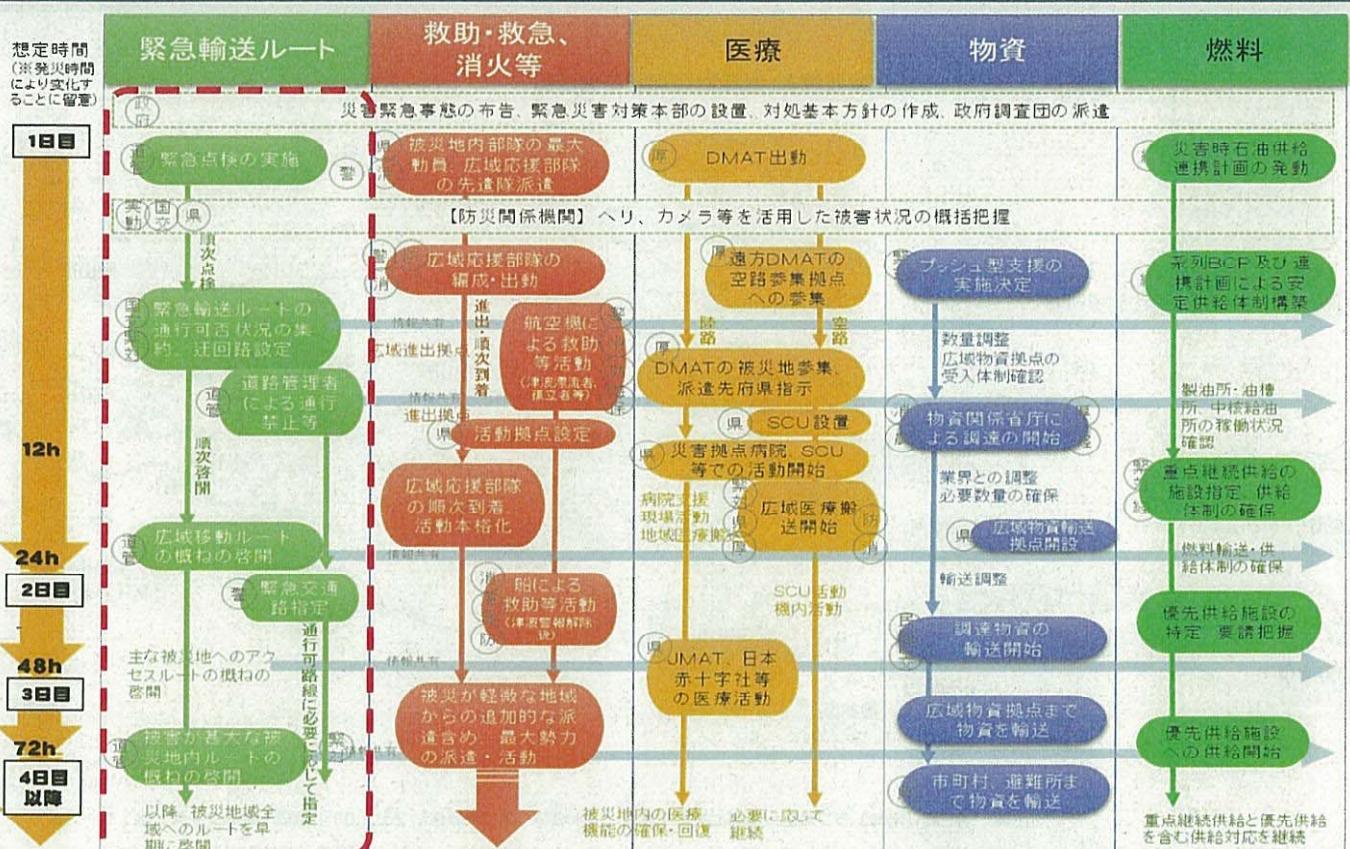


出典：中国地方幹線道路協議会 道路管理連絡調整部会 (H28.3改訂)

6

# 地震・津波発生後の啓開活動の想定タイムライン

◆人命救助のために必要な「72時間」を意識しつつ、道路啓開の計画を今後検討



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

出典：中央防災会議幹事会「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」